

第111回 定時株主総会 招集ご通知



2020年6月26日（金曜日）
午前10時

（受付開始予定 午前9時15分）



広電本社ビル3階会議室

広島市中区東千田町二丁目9番29号

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染回避のため議決権の行使は郵送で行い、当日のご来場は自粛をご検討ください。

なお、本総会における感染予防の対応に関する詳細は、同封しております「新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご覧ください。また、今後開催場所などの変更が生じた場合は、下記ホームページに掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

（<https://www.hiroden.co.jp/>）



目次

第111回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法についてのご案内	3
[添付書類]	
事業報告	4
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告書	31
株主総会参考書類	37
第1号議案 剰余金の配当の件	37
第2号議案 取締役10名選任の件	38
第3号議案 監査役1名選任の件	43



決議事項

株主総会ご出席者への市内電車特別乗車券の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

広島市中区東千田町二丁目9番29号
広島電鉄株式会社
代表取締役社長 椋田昌夫

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、事情ご賢察のうえ、郵送による議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、できる限り同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたく重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 広島市中区東千田町二丁目9番29号

広電本社ビル3階会議室

（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第111期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第111期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日の受付開始は、午前9時15分を予定しております。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.hiroden.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正の必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<https://www.hiroden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

当日ご出席いただかない場合



郵送（書面）によるご行使

行使期限 | 2020年6月25日（木曜日）午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。なお、郵送（書面）により議決権行使をされた場合でも、株主総会にご来場いただくことは可能です。

■議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 広島電鉄株式会社 御中		基準日現在の所有株式数 _____ 株
株主総会日 2020年6月26日	議決権の数 _____ 股	議決権の数 _____ 股
私は上記開票の定例株主総会（継続会または緊急の場を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。 2020年6月 日		
議案に対する賛否	議案	原案に対する賛否
	第1号	賛 否
	第2号	賛 否
	第3号	賛 否
議決権の数は1単位ごとに1個となります。		
お 願 い		
1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を出席簿へご提出ください。		
2. 出席を希望しない場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご出席をご遠慮ください。		
3. 第2号議案において、候補者の一部者につき異なる賛否を表示される場合は、株主総会参考資料の候補者番号をご記入ください。		
株主番号 _____		
広島電鉄株式会社		

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
	但し	を除く
第3号	賛	否

こちらに、議案に対する賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- ※第2号議案については、一部の候補者につき異なる意思を表示する場合、「賛」若しくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

当日ご出席の場合



出席によるご行使

株主総会日時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時
(受付開始予定 午前9時15分)

会場へお越しの際は、同封の議決権行使書用紙をご持参ください。

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の緩やかな改善の中、国内需要が下支えとなるも、米中貿易摩擦の長期化や、2019年10月からの消費税増税、さらに新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済活動への影響の懸念により、景気の先行きは非常に不透明な状況で推移しました。

このような経営環境の中、当社グループにおきましては、安全輸送の確保を最優先として、設備の強化とサービスの一層の充実を図りましたが、第4四半期以降は新型コロナウイルス感染拡大による外国人観光客の大幅な減少と、国内においては大型イベントの中止や外出自粛等の影響が及び始め、各事業とも年度末にかけて非常に厳しい状況となりました。

広島市が事業主体となっている広島駅南口広場の再整備に伴う路面電車の駅前大橋ルートにつきましては、JRとバス・路面電車との乗継改善、市内中心部への定時性、速達性の改善を進めるため、軌道事業の特許を2019年11月に国土交通大臣から受領し、2025年春の完成を目指して工事を進めております。広島県と廿日市市が事業主体である宮島口整備事業につきましては、2020年2月末から供用を開始した広島県の旅客ターミナル隣接地において、2020年4月に新たな観光商業施設を開業しております。また、2019年11月には広島大学が実施する路面電車と協調して軌道敷内を走行する世界初の自動運転バスの公道実証実験に協力し、ひろしまサンドボックス事業ではITSを活用した路面電車、バス、交通信号機等が連携した安全運転支援システムの機能検証を行うなど、持続可能な公共交通に向けた取り組みや将来への投資を積極的に進めました。さらに、2019年7月には地元2社と地域商社事業開始に向けて基本合意し、広島市平和記念公園レストハウスの開業準備を進めており、2020年2月には小規模旅客需要に対応するためAⅠ活用型オンデマンド交通等による区域型乗合運送、都市型ハイヤー等を運営する子会社を設立するなど、地域の活性化に尽力いたしました。

当連結会計年度の営業収益は、建設業を除くすべてのセグメントで減収となり、特に不採算事業となっていた(株)広電ストアのスーパー事業を2018年10月に終了したことによる流通業の減収が大幅に影響し、前連結会計年度と比較して9.9%、3,635百万円減少し、32,910百万円となりました。利益につきましては、営業損益は、前連結会計年度の営業損失384百万円に対し、309百万円の営業損失となり、経常損益は、前連結会計年度の経常損失322百万円に対し、290百万円の経常損失となりました。前連結会計年度に(株)広電ストアのスーパー事業の終了および事業譲渡に伴う損失や、ホテル建物をグループ内で売買したことによる「固定資産売却損」を特別損失として計上したことに対し、当連結会計年度では「ひろでん会館」建物本体の解体撤去費用を特別損失「固定資産除却損」に計上したため、自動車事業に係る運行補助金などの「工事負担金等受入額」を含めた特別損益は、ほぼ前連結会計年度並みとなり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度と比較して1.0%、6百万円減少し、629百万円となりました。

各セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(1)運輸業

運輸業におきましては、鉄軌道事業では、改元に関連したゴールデンウィーク10連休の効果と、「平成30年7月豪雨」による観光客の減少に回復傾向が見られたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、減収となりました。軌道事業におきましては、10月1日に実施した消費税増税分の運賃改定に合わせて、降車後60分以内に降車した停留場から後戻りにならない乗車に限り、引き去りなしで再乗車が可能となる「ICカード再乗車サービス」を開始し、利便性の向上を図りました。

自動車事業では、2020年1月にJR広島駅を起終点とし、基幹病院や大学、大規模商業施設など、広島市中心部の主要な施設を連絡する循環バス「まちのわらう（都市循環線）」を新設したほか、同じく1月に広島市内中心部の190円均一エリア内を運行する当社の路面電車および7社の路線バスを相互に乗車可能とする「広島シティパス」の販売を開始し、移動利便性の向上を図りました。運送収入は、2018年5月に運行を開始した「エキまちループ」線や、同じく運用を開始した共通定期乗車券が浸透し、市内中心部の路線をはじめとして利用客が伸びたものの、2019年10月1日に実施した呉エリアにおける当社バス路線の再編による減収、「THE OUTLETS HIROSHIMA」開業当初に行ったシャトルバス貸切輸送の終了や、慢性的な乗務員不足などによる貸切収入の減少などの厳しい状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、減収となりました。

海上運送業では、ゴールデンウィーク10連休の効果と、「平成30年7月豪雨」の影響による宮島来島者数の減少に回復傾向が見られたほか、宮島島内の各種工事の増加に伴って工事車両など貨物輸送が増加するなどの特需もあり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたにも関わらず増収となりましたが、索道業につきましては、特需等なく減収となりました。

航空運送代理業では、航空会社との業務受託契約を見直したほか、ゴールデンウィーク10連休期間中にチャーター機の地上業務を受託したことにより、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して1.6%、347百万円減少し、21,856百万円となり、営業損益は、前連結会計年度の営業損失1,599百万円に対し、1,682百万円の営業損失となりました。

(2) 流通業

流通業におきましては、不採算事業となっていた(株)広電ストアのスーパー事業を2018年10月に事業譲渡したこと、また、宮島口整備事業の進捗に伴い、2019年12月10日をもって宮島口「もみじ本陣」を閉店したことにより、大幅な減収となりました。サービスエリアにおいては、ゴールデンウィーク10連休の効果と「平成30年7月豪雨」からの回復により高速道路利用者が増加し、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して57.9%、3,565百万円減少して2,591百万円となりましたが、営業損益は、不採算事業の整理による効果により、前連結会計年度の営業損失80百万円に対し、28百万円の営業利益となりました。

(3) 不動産業

不動産業におきましては、不動産賃貸業では、オフィス賃貸ビル「スタートラム広島」のフリーレント期間が2018年8月で終了したことや、(株)広電ストアの事業譲渡に伴い、同社が所有していたテナント施設を引受けたことにより、増収となりました。また、「ひろでん会館」跡地において3年間（予定）の暫定活用として「K O I P L A C E（コイプレ）」を整備し、これから進むJR西広島駅周辺のまちづくりを見据えた地域価値の向上を目指して西広島エリアに新たな賑わいを生み出しました。

不動産販売業では、「西風新都グリーンフォートそらの」の住宅用地の分譲販売を進めましたが、前連結会計年度に比べ販売区画数が減少したため、減収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して7.7%、336百万円減少して4,024百万円となり、営業利益は、前連結会計年度1,180百万円に対し、7.3%、85百万円増加し、1,266百万円となりました。

(4) 建設業

建設業におきましては、「ひろでん会館」建物解体工事や賃貸用店舗の建替え、宮島口観光商業施設「etto (エット)」新築工事などの当社グループ向け工事や、宮島口旅客ターミナル新築工事や砂防堰堤工事など公共工事受注の増加により、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して25.6%、977百万円増加して4,790百万円となり、営業利益は、前連結会計年度61百万円に対し、206.4%、127百万円増加し、188百万円となりました。

(5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、ホテル業では、近隣の新規ホテルの開業による競争が激化している中、12月末までは外国人観光客の増加やゴールデンウィーク10連休の効果もありましたが、第4四半期以降は、2020年1月から2月にかけての修繕工事に伴い30日間宿泊販売を休止していたこと、および新型コロナウイルスの感染症拡大により、宿泊客の大幅な落ち込みと宴会等の自粛の影響が大きく、減収となりました。ゴルフ業では、「ヒロデンレディースカップ」や「広電オープンゴルフ選手権」、「広電グループ杯レディス・チャリティゴルフ大会」などを開催し、女性ゴルファーの開拓と来場者の増加に努めた結果、「平成30年7月豪雨」の影響で来場者が減少した前連結会計年度に比べ、増収となりました。ゴルフ練習場においては、通年で実施した打ち放題企画が好評を頂き、「平成30年7月豪雨」の影響で来場者が減少した前連結会計年度に比べ、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して6.0%、113百万円減少して1,787百万円となり、営業損益は、前連結会計年度46百万円の営業利益に対し、9百万円の営業損失となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は5,907百万円であり、主なものは次のとおりであります。

運輸業	国産超低床型路面電車購入（2両2編成）	1,369	百万円
	自動車事業用車両購入（32両）	822	
	広島北営業所バス整備工場建替え	444	
	PASPYセンターシステム端末機器更新	297	
不動産業	宮島口観光商業施設「etto」新築	1,270	百万円
	毘沙門台店舗施設建替え	249	
レジャー・サービス業	ゴルフカート更新（10台）	12	百万円

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの借入金により資金調達を行っております。

なお、当連結会計年度末現在の社債を含めた借入金総額は20,248百万円で、前連結会計年度末と比べ472百万円増加しております。

4. 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、世界経済は大恐慌以来最悪の同時不況に直面しており、わが国においても、日本政府からの緊急事態宣言が全国を対象とするまで拡大され、さらなる外出や移動の自粛、海外からの入国禁止措置や多くの人が集まるイベント等の自粛、商業施設や飲食業等に対する休業要請が出されるなど、さまざまな施策が実施されていますが、感染拡大前の状況まで景気が回復するかは、非常に不透明な状況となっており、当社グループを取り巻く環境は非常に厳しい状況が続くものと思われまます。

当社グループといたしましては、経済情勢の見通しに対する判断が難しい状況ではありますが、当社グループの将来の事業活動に大きな影響のある、広島駅南口再整備事業が完了する2025年度を見据え、これからの経営の指針として、グループの目標と計画を明確化した2020年度からの新たな中期経営計画「広電グループ経営総合3ヵ年計画2022」を策定し、持続的成長に向けてさまざまな経営課題に取り組むとともに、安全性の確保を前提としたうえで、経営環境の変化への迅速な対応、経営基盤の強化と企業価値の向上に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症収束後の経済効果を最大限受けられるように体制を維持し、収益構造を回復することから取り組むとともに、当社グループが展開するさまざまな事業を通じ、ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点やSDGsも念頭におきながら、当社グループの経営の基本方針である「お客様に満足いただける高品質のサービスの提供」に努めてまいります。

各セグメントにおける対処すべき課題については、次のとおりであります。

(1) 運輸業

運輸業におきましては、輸送の安全確保や法令遵守はもちろんのこと、電車・バス共通のサービスの導入により、わかりやすく利用しやすい公共交通を整備し、高齢者等の移動手段の確保と外出機会の創出に加え、広島版MaaS「MOBIRY（モビリー）」の構築により、移動の利便性の向上や地域の活性化に貢献してまいります。

鉄軌道事業におきましては、広島駅前大橋ルートの整備や、宮島口整備事業の一環としての広電宮島口の移設およびリニューアル、国産超低床型路面電車の継続的導入、駅・停留場の整備など、路面電車のLRT化に向けて引き続き取り組んでまいります。

自動車事業におきましては、「広島市地域公共交通網形成計画」にもとづく事業者の枠を超えた路線の再編や、ノンステップバスやハイブリッドバスなど、バリアフリーや環境に配慮した車両の導入を引き続き推進してまいります。

索道業および海上運送業では、宮島・弥山の魅力をより一層PRし、グループが一体となって営業活動を展開することで、収益の回復に向けた施策に取り組んでまいります。

航空運送代理業では、引き続き安全確保の徹底と最高の接客サービスの提供に努め、お客様満足をさらに実現できるように努めてまいります。

(2) 流通業

流通業におきましては、宮島口旅客ターミナルに直結した観光商業施設「etto」のオープンを契機として、当社グループが一体となって、新たな宮島口の魅力を発信するとともに、広電宮島口駅の移設を含めた将来の宮島口における当社グループの事業展開を推進してまいります。

(3) 不動産業

不動産業におきましては、遊休地の有効活用のほか、優良テナントの誘致に尽力するとともに、既存各団地の残宅地販売に取り組んでまいります。

「西風新都グリーンフォートそらの」につきましては、引き続き住宅用地の分譲を行ってまいります。また、広島県安芸郡府中町での分譲マンションの販売を進めるとともに、将来的な販売物件の確保に努めてまいります。さらに、広電本社ビルや当社が保有する不動産の多くが位置する広島市中区東千田町周辺地区におきましては、広島大学跡地に完成する「hitoto広島」に続く再開発の検討を進め、中長期的な観点からエリア全体の付加価値向上に努めてまいります。

(4) 建設業

建設業におきましては、自然災害の復旧に伴う公共投資の増加や、高度経済成長期に建設された社会インフラの老朽化による建替えや修繕が増加する中で、官公庁工事における災害復旧工事への受注対応はもとより、民間工事の受注増加および利益率アップに向けて営業活動を展開し、売上の増加および利益の確保に努めてまいります。

(5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、積極的な営業活動を展開するとともに、引き続き顧客満足度の向上に取り組んでまいります。

ホテル業では、インバウンドの回復および増進に向けて、宿泊稼働率の向上と売上の確保に努めてまいります。

ボウリング業では、さまざまなイベントや新たな企画等を実施し、固定客の増加に努めてまいります。

ゴルフ業では、一年会員の継続および新規獲得を目指して、積極的な営業活動を行うとともに、当社主催の大会を引き続き開催し、来場者の増加に努めてまいります。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第108期	第109期	第110期	第111期 (当連結会計年度)
	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
営業収益 (百万円)	42,231	40,252	36,545	32,910
経常利益または経常 損失 (△) (百万円)	760	△222	△322	△290
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,301	855	636	629
1株当たり当期純利益	42円93銭	28円22銭	20円98銭	20円76銭
総資産 (百万円)	88,980	88,713	88,758	89,831
純資産 (百万円)	41,649	42,355	42,178	42,275

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数にもとづき算出しております。
2. 2017年9月1日付で普通株式2株につき普通株式1株の割合で株式併合を実施しております。第108期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第110期の期首から適用しており、第109期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

6. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
運輸業	鉄軌道事業、自動車事業、海上運送業、索道業、航空運送代理業、ハイヤー事業
流通業	物品販売業
不動産業	不動産賃貸業、不動産販売業
建設業	土木・建築業
レジャー・サービス業	ホテル業、飲食業、ボウリング業、ゴルフ業

7. 重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
広電建設株式会社	50百万円	100%	土木・建築業

8. 主要な事業所（2020年3月31日現在）

(1) 当社

事業所名	所在地
本社	広島市中区東千田町二丁目9番29号
鉄軌道事業 千田営業課 西広島営業課	広島市中区東千田町 広島市西区草津南
自動車事業 曙営業課 仁保営業課 江波営業課 広島南営業課 西風新都営業課 広島北営業課 呉中央営業課 焼山営業課	広島市東区曙 広島市南区仁保沖町 広島市中区江波西 広島市中区西白島町 広島市佐伯区石内北 広島市西区小河南町 広島県呉市築地町 広島県呉市焼山北
不動産事業	広島市中区東千田町

(2) 重要な子会社

会社名・事業所名	所在地
広電建設株式会社 本社	広島市中区東千田町

9. 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
運輸業	2,036 名	+2 名
流通業	43	△6
不動産業	169	+6
建設業	65	+1
レジャー・サービス業	85	△2
合計	2,398	+1

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,780 名	+3 名	46.7 歳	16.5 年

(注) 出向者52名を含み、退職者11名、労働組合専従者7名、臨時雇・嘱託121名を含んでおりません。

10. 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社広島銀行	5,702 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,680
日本生命保険相互会社	1,760
三井住友信託銀行株式会社	1,666
株式会社みずほ銀行	950
株式会社日本政策投資銀行	931
株式会社もみじ銀行	757
株式会社伊予銀行	600
株式会社山陰合同銀行	538
株式会社山口銀行	400
株式会社中国銀行	400

II 会社の現況

1. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 120,000 千株
- (2) 発行済株式の総数 30,445 千株
- (3) 株主数 4,288 名 (前事業年度末比+64名)
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
広島日野自動車株式会社	1,170 千株	3.9 %
株式会社広島銀行	1,044	3.4
株式会社三菱UFJ銀行	877	2.9
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 五洋建設口	757	2.5
出光興産株式会社	750	2.5
株式会社鴻治組	701	2.3
広島ガス株式会社	618	2.0
三井住友海上火災保険株式会社	435	1.4
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	402	1.3
野村信託銀行株式会社 退職給付信託 三菱UFJ信託銀行口	375	1.2

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (69,069株) を控除して計算しております。
2. 株式会社広島銀行の持株数には、株式会社広島銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式802千株 (持株比率2.6%) を含んでおります (株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 広島銀行口」であります)。なお、当該株式は、信託約款の定めにより株式会社広島銀行が議決権を留保しております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	椋 田 昌 夫		(株)グリーンバース・ヒロデン 代表取締役社長 (株)ホテルニューヒロデン 代表取締役社長 広島観光開発(株) 代表取締役会長 (株)交通会館 代表取締役社長 広島ゴルフ観光(株) 代表取締役社長
常務取締役	倉 本 勇 治		広電エアサポート(株) 代表取締役会長
取 締 役	藤 元 秀 樹	交通技術研究室 担当	
取 締 役	仮 井 康 裕	交通政策本部長 人財管理本部長	
取 締 役	平 町 隆 典	電車事業本部長	
取 締 役	横 田 好 明	経営企画本部長 バス事業本部長	
取 締 役	瀬 崎 敏 正	不動産事業本部長	広電建設(株) 代表取締役社長
取 締 役	岡 田 茂	経営管理本部長	
取 締 役	立 岩 薫	交通政策部 担当	
社 外 取 締 役	田 村 興 造		広島ガス(株) 代表取締役会長
社 外 取 締 役	秦 清		(株)ウッドワン 社外取締役
常 勤 監 査 役	尾 崎 宏 明		
社 外 監 査 役	坂 井 康 成		
社 外 監 査 役	川 上 清 一		

- (注) 1. 取締役田村興造氏および秦清氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役坂井康成氏および川上清一氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役坂井康成氏は、金融機関における豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役川上清一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各社外取締役および各社外監査役を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 5. 2019年6月27日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役迫孝治氏、監査役笠井久雄氏は任期満了により退任いたしました。

(参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の地位・担当は次のとおりです。

氏 名	地 位	担 当
玉 田 和	執 行 役 員	交通政策本部副本部長
山 田 康 敬	執 行 役 員	不動産事業本部副本部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役 (うち社外取締役)	12名 (2)	209百万円 (13)	
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	41 (19)	
計	16	250	

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2012年6月28日開催の第103回定時株主総会決議にもとづく報酬限度額は、取締役年額250百万円以内、監査役年額50百万円以内であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役および各社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役の田村興造氏は、広島ガス株式会社の代表取締役会長を兼務しております。同社は、当社と一般消費者としての通常の取引を行っております。同社は当社株式数の2.0%を保有する大株主であります。

取締役の秦清氏は、株式会社ウッドワンの社外取締役を兼務しておりますが、当社との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	田 村 興 造	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、上場会社の経営者としての経験と知識から、適宜意見を述べております。
社外取締役	秦 清	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、弁護士としての経験と知識から、適宜意見を述べております。
社外監査役	坂 井 康 成	当事業年度開催の取締役会12回、監査役会10回の全てに出席し、金融機関での経験と財務および会計に関する知識から、適宜意見を述べております。
社外監査役	川 上 清 一	2019年6月27日の就任以降開催された取締役会10回、監査役会7回の全てに出席し、税理士としての経験と知識から、適宜意見を述べております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

内 容	金 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	37 百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	-
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法にもとづく監査の報酬等の額を含めておりません。
2. 当社の子会社の広島観光開発株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

4. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針について取締役会決議により次のとおり定め、本方針に従い適法かつ効率的な企業活動を推進しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役が重要事案の決定を行うにあたっては、法令および定款に則り定めた取締役会規程および経営会議規程に基づき、取締役会や経営会議において適法性・妥当性の有無をはじめとした総合的な検討を行う。また、取締役は、取締役会や経営会議において職務の執行に関する報告を迅速に行い、他の取締役は報告された内容に対し法令および定款の遵守の状況を監督する。

執行役員は、自ら執行する職務の執行状況をその職務を担当する取締役に随時報告し、重要な執行状況に関しては取締役会や経営会議で迅速に報告する。担当取締役および他の取締役は、報告された内容に対し法令および定款の遵守の状況はもとより、執行役員による職務の執行状況を監督する。

使用人が日常の職務を執行するにあたっては、業務の組織的かつ効率的な運営を図るために定めた職務権限規程に基づき、稟議手続規程に従って起案した決裁文書により意思決定を行い、会社組織として適法・適正に職務を執行する。

当社は、財務報告の作成および開示にあたっては、有効な内部統制システムの整備・運用を行い、財務報告の適正性を確保する。また、取締役会規程および経営会議規程その他の社内規程について、規程類管理規程に定める手続きに従い、常に最新の法令に基づき改正を行い、取締役および使用人への周知徹底に努める。

当社は、警察や顧問弁護士等と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録および経営会議開催記録については、法令および社内規程に基づき作成し、職務所管部署において適切に保存・管理する。

取締役会および経営会議に付議し承認された議案書並びに決裁文書については、各起案部署において適切に保存・管理する。

契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書については、契約締結部署、職務所管部署において適切に保存・管理する。

株主総会議事録はもとより、取締役会議事録、経営会議開催記録をはじめとした取締役の職務の執行にあたっての意思決定を記録した文書、契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書の保存・管理については、その方法・年限等を定めた文書管理規程および情報セキュリティ規程に基づき適切に行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社リスクや緊急対応を要するリスクが発生した場合には、代表取締役社長はリスク対応統括責任者として各取締役を指揮し、各取締役はリスク対応統括責任者のもとで担当部門を指揮することにより、リスク発生による損害を最小限に止める。

電車・バス事業におけるリスクについては、第一の使命である安全運行を確保するため、電車、バス部門ごとに制定した安全管理規程をはじめとする社内規程に基づき、リスクの発生時には迅速かつ確実に対応する。また、各部門の指導・教育担当部署は、使用人に対し、定期的にリスク発生の回避およびリスク発生時の損害を最小限に止めるための迅速な対応について指導・教育を行う。

不動産事業におけるリスクについては、土地・建物の賃貸・販売および保有により発生が予想されるリスクを抽出し、リスク発生時の迅速かつ確実な対応をあらかじめ想定することにより、リスク発生の回避およびリスク発生時の損害を最小限に止めるように努める。

当社が行う事業における新たな事業機会の検討・実施にあたっては、想定されるリスクについて必要に応じて外部の専門家の意見・助言を取り入れながら十分な検討を行い、事業の実施にあたっては、想定されるリスクを排除しまたはでき得る限り縮小させたうえで実施する。

取締役、執行役員およびその他の使用人は、職務の執行の過程におけるリスクを回避するため、法律上の判断を要する場合には顧問弁護士に、会計上の判断を要する場合には会計監査人にそれぞれ適宜相談し、得られた助言・提案をもとに職務を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、電車、バスおよび不動産部門からなる事業本部制を採用し、会社組織全体に関わる企画・管理部門を含めた組織体制のもとで、横断的な業務の運営により、効率的な経営を行う。各本部の業務執行責任者は取締役または執行役員が務め、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。

当社は、取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会については原則として毎月1回以上、経営会議については原則として毎週開催し、取締役相互による活発な議論を経たうえで重要事案に対する意思決定を行う。

また、取締役会決議により、取締役に準ずる地位を有する重要な使用人として執行役員を選任し、代表取締役の指揮命令のもとで会社の重要な業務を執行させることにより、効率的な経営を行う。なお、経営会議には執行役員が構成員として出席し、取締役および執行役員による活発な議論と重要かつ最新の経営情報の共有のもとで、意思決定を行う。

取締役は、長期にわたる安定した収益構造の構築を基礎としつつ経営環境の変化への迅速な対応を目的として策定した経営総合3ヵ年計画を着実に推進し、進捗状況について定期的にフォローアップを行い、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の運営管理において、総合企業体としての利益を確保するために関係会社統括要綱を定め、関係会社各社の自主的経営を尊重しつつ、重要事案の決定にあたっては当社への事前協議を求め、また、経営上の重要事項については当社への報告を求める。これらの協議・報告について、当社は必要に応じて取締役会において情報を共有するなどの方法により当該内容の適法性・妥当性やリスク発生の可能性について確認を行い、場合によっては顧問弁護士や会計監査人に相談のうえ、総合企業体として適法・適正に業務を執行する。

当社は、監査室および弁護士事務所を内部通報窓口とする企業倫理ヘルプラインの運用等を通じ、当社および関係会社各社における組織的または個人的な法令違反および不正行為等の早期発見と是正を図る。

当社を含めた関係会社各社は、企業集団としての収益性の向上を図るため、必要に応じて関係会社社長会を開催し、情報共有と相互協力により、関係会社各社における適正かつ効率的な業務の推進に努める。また、四半期ごとに関係会社連絡会議を開催し、決算業務に関する法令改正等の情報はじめとした情報共有により、企業集団としての適法・適正かつ効率的な業務の推進に努める。

重要な関係会社は、当社に準じて経営総合3ヵ年計画を策定し、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、各本部から独立した部署である監査室が内部監査を担当しており、監査室所属員は監査役の指示により監査役会の職務を補助する旨を職務権限規程において明確にし、監査役は、職務を補助する者として、監査室所属員を直接使用することができる。

監査室所属員の人事異動に関する事項については、人事担当取締役は事前に監査役と協議する。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制並びに関係会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役、執行役員およびその他の使用人は、いつでも監査役の求めに応じて職務の執行状況を報告する。

また、取締役、執行役員およびその他の使用人並びに関係会社統括要綱に定める関係会社の取締役、監査役および使用人は、職務執行の過程において、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令および定款に違反するおそれのある事実その他重大な疑義が生じた場合には、監査役へ速やかに報告を行う。当社および関係会社各社は、これらの事実を監査役に報告した者に対し、報告したことを理由とした不利な取扱いを行わない。企業倫理ヘルプラインに関する規程に基づいて通報した者に対しても、通報したことを理由とした不利な取扱いを行わない。

重要な決裁文書については、稟議手続規程に基づき、速やかに常勤監査役へ通知する。

- (8) 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の仕事の執行において必要と認められる費用または債務に対して、監査役からの請求に基づき、速やかに支弁する。

- (9) その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針に従い、取締役会および経営会議その他の重要な会議に出席し、重要事案に対する協議の内容や意思決定の過程を把握するとともに、取締役および執行役員がこれらの重要な会議で適宜行う業務執行の状況報告を聴取する。

なお、取締役、執行役員およびその他の使用人は、重要な会議の開催にあたり、必要に応じて監査役へ事前に通知し、監査役の取締役、執行役員およびその他の使用人の職務執行に対する監査の機会を確保する。

当社は、代表取締役社長と監査役との情報交換会を、年2回定期的に開催する。

また、上半期・下半期ごとに行われる監査役による定期監査では、課長および室長・部長へのヒアリングを実施し、日常の職務執行に関する詳細な聴取を行い、定期監査終了後に監査結果の報告並びに取締役および執行役員に対する職務執行についてのヒアリングを行う目的で、各取締役および執行役員と監査役との間で情報交換会を開催する。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記「業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針」に掲げた体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

当事業年度は、取締役会を12回開催し、活発な議論による意思決定を実施しております。また、取締役会で決定した経営の基本方針・基本計画に基づき、重要な業務の執行等について審議、決定する経営会議を44回開催しており、取締役は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを相互に監督しております。

当社の取締役および使用人によるコンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、当社の役員および社員が従うべき行動準則として「広島電鉄社員行動規範」を定め、冊子の配布とともに社員教育に活用しております。

また、労働法規等、全社的な周知と遵守が求められる法令改正にあたっては、関連する社内規程類および制度の変更等に合わせ、社内規定や法令に関する説明会・研修会を実施し、社員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

企業倫理ヘルプラインの社内通報窓口である監査室に内部通報専用外線電話を開設するとともに、グループ社員が日常的に利用するイントラネットのトップ画面に「企業倫理相談窓口」メニューを設置して、制度の周知と通報しやすい環境づくりを推進しております。

(2) リスク管理に関する取組み

当社は、経営総合3ヵ年計画の策定にあたり、企業経営に重大な影響を与えるリスクを選定のうえ、必要な対策を実施しております。

特に運輸業においては、電車およびバス部門の業務執行責任者を安全統括管理者として輸送の安全確保に取り組んでおります。また、内部監査を担当する監査室が主体となって定期的に運輸安全マネジメント監査を行い、その結果を踏まえて代表取締役社長の関与のもとマネジメントレビューを実施しております。

その他、災害等の緊急対応を要するリスクの発生に対して、南海トラフ地震に係る防災対策規程等の社内規程・マニュアルを整備し、訓練等を通じて各種計画の見直しや対策の実効性の向上を図っております。

(3) 関係会社における業務の適正の確保

関係会社統括要綱に定める事前協議事項および報告事項について、親会社の立場からその内容を随時確認しております。また、四半期ごとに関係会社連絡会議を開催し、半期ごとに関係会社に対してのヒアリングを実施しているほか、当事業年度は広電グループとしての経営方針に関する情報共有を図るために関係会社社長会を開催し、企業集団としての適法・適正な業務の推進に必要な情報の適時共有に努めております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

各監査役は、取締役会および監査役会の全てに出席し、監査役の立場で適宜意見を述べております。

代表取締役社長と監査役の相互認識を深める観点から、定期的な会合を年2回開催し、両者で意見交換を行うとともに、代表取締役社長の諸課題への取組み状況を確認しております。また、各取締役および執行役員と監査役との情報交換会や、関係会社各社の監査役による情報連絡会をそれぞれ年2回定期的に開催するほか、社外取締役と監査役との情報交換会を開催するなど、監査役の実効的な監査に資する情報の提供および意見交換の機会を設けております。

監査役と内部監査部門の連携を図るため、監査室は、内部監査の結果を監査役へ報告するとともに、監査役監査の補助業務も行っております。また、監査役監査の監査体制を支援し、監査費用等の環境整備を行っております。

※ 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	12,854
現金及び預金	4,545
受取手形及び売掛金	2,578
販売土地及び建物	3,397
未成工事支出金	38
商品及び製品	67
原材料及び貯蔵品	599
その他	1,634
貸倒引当金	△6
固定資産	76,976
有形固定資産	70,626
建物及び構築物	19,632
機械装置及び運搬具	6,316
土地	43,700
建設仮勘定	122
その他	854
無形固定資産	490
借地権	27
その他	462
投資その他の資産	5,860
投資有価証券	2,975
長期貸付金	58
繰延税金資産	444
退職給付に係る資産	1,892
その他	554
貸倒引当金	△65
資産合計	89,831

科目	金額
負債の部	
流動負債	25,580
支払手形及び買掛金	1,212
短期借入金	14,485
1年内償還予定の社債	167
未払金	2,935
未払法人税等	333
未払消費税等	338
未払費用	836
預り金	1,517
賞与引当金	1,221
役員賞与引当金	27
その他	2,505
固定負債	21,975
社債	225
長期借入金	5,371
繰延税金負債	388
再評価に係る繰延税金負債	9,985
退職給付に係る負債	1,335
その他	4,669
負債合計	47,556
純資産の部	
株主資本	17,645
資本金	2,335
資本剰余金	2,008
利益剰余金	13,389
自己株式	△88
その他の包括利益累計額	23,484
その他有価証券評価差額金	492
土地再評価差額金	22,463
退職給付に係る調整累計額	528
非支配株主持分	1,145
純資産合計	42,275
負債純資産合計	89,831

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		32,910
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	26,127	
販売費及び一般管理費	7,092	33,220
営業損失		309
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	115	
持分法による投資利益	19	
受託工事収入	159	
その他	66	361
営業外費用		
支払利息	172	
受託工事費用	159	
その他	9	342
経常損失		290
特別利益		
固定資産売却益	27	
投資有価証券売却益	2	
工事負担金等受入額	2,560	
受取補償金	242	
その他	3	2,836
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	579	
固定資産圧縮損	867	
減損損失	0	
投資有価証券評価損	3	
その他	13	1,466
税金等調整前当期純利益		1,080
法人税、住民税及び事業税	339	
法人税等調整額	66	406
当期純利益		673
非支配株主に帰属する当期純利益		44
親会社株主に帰属する当期純利益		629

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	8,224
現金及び預金	2,291
未収運賃	274
未収金	1,760
未収収益	38
短期貸付金	10
販売土地及び建物	3,133
貯蔵品	545
前払金	107
前払費用	10
その他の流動資産	50
固定資産	70,982
鉄・軌道事業固定資産	15,497
自動車事業固定資産	13,711
不動産事業固定資産	34,162
各事業関連固定資産	2,640
建設仮勘定	118
投資その他の資産	4,853
関係会社株式	1,112
投資有価証券	2,492
長期貸付金	131
前払年金費用	1,088
その他の投資等	733
貸倒引当金	△705
資産合計	79,207

科目	金額
負債の部	
流動負債	24,927
短期借入金	15,998
1年内償還予定の社債	167
未払金	3,055
未払費用	623
未払法人税等	175
未払消費税等	220
預り連絡運賃	116
預り金	805
前受運賃	491
前受金	1,975
前受収益	165
賞与引当金	985
その他の流動負債	148
固定負債	19,716
社債	225
長期借入金	5,259
繰延税金負債	152
再評価に係る繰延税金負債	9,985
退職給付引当金	494
関係会社事業損失引当金	513
その他の固定負債	3,085
負債合計	44,644
純資産の部	
株主資本	11,608
資本金	2,335
資本剰余金	1,975
資本準備金	1,971
その他資本剰余金	4
利益剰余金	7,352
利益準備金	225
その他利益剰余金	7,127
圧縮積立金	0
繰越利益剰余金	7,126
自己株式	△55
評価・換算差額等	22,954
其他有価証券評価差額金	491
土地再評価差額金	22,463
純資産合計	34,563
負債純資産合計	79,207

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
鉄・軌道事業		
営業収益	6,855	
営業費	6,883	
営業損失		28
自動車事業		
営業収益	10,584	
営業費	11,659	
営業損失		1,075
不動産事業		
営業収益	3,960	
営業費	2,723	
営業利益		1,237
全事業営業利益		133
営業外収益		
受取利息及び配当金	262	
その他の収益	211	473
営業外費用		
支払利息	167	
その他の費用	172	340
経常利益		266
特別利益		
固定資産売却益	27	
工事負担金等受入額	1,738	
保険差益	2	
受取補償金	121	1,889
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	545	
固定資産圧縮損	858	
減損損失	0	
その他	13	1,419
税引前当期純利益		736
法人税、住民税及び事業税	124	
法人税等調整額	32	157
当期純利益		579

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

広島電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 裕 三 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下西 富 男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

広島電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 裕 三 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下西 富 男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

広島電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 尾 崎 宏 明 ㊞

社外監査役 坂 井 康 成 ㊞

社外監査役 川 上 清 一 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は運輸業を中心とする公共性の高い業種であり、安全性の確保を最優先としつつ、業績の推移や将来性のための内部留保などを勘案しながら、最終的に安定した配当を継続的に実施できることを利益配分に対する基本方針としております。

当期の配当につきましては、この基本方針を踏まえ、財務状況や今後の見通しなどを慎重に検討いたしました結果、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円00銭 総額243,011,448円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位	取締役会出席回数
1	再任	椋田昌夫 (むくだ まさお)	代表取締役社長	12回/12回
2	再任	倉本勇治 (くらもと ゆうじ)	常務取締役	12回/12回
3	再任	藤元秀樹 (ふじもと ひでき)	取締役	12回/12回
4	再任	仮井康裕 (かりい やすひろ)	取締役	12回/12回
5	再任	平町隆典 (ひらまち たかのり)	取締役	11回/12回
6	再任	横田好明 (よこた よしあき)	取締役	12回/12回
7	再任	瀬崎敏正 (せざき としまさ)	取締役	12回/12回
8	再任	岡田茂 (おかだ しげる)	取締役	12回/12回
9	再任	立岩薫 (たていわ かおる)	取締役	11回/12回
10	再任	社外 独立役員 田村興造 (たむら こうぞう)	取締役	12回/12回

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>むくだ まさお 椋田 昌夫 (1946年11月24日生)</p> <p>取締役会への出席状況 12/12回</p>	<p>1969年3月 当社入社 2003年6月 当社取締役M・Sカンパニープレジデント 2008年6月 当社常務取締役 2010年6月 当社専務取締役 2013年1月 当社代表取締役社長(現在) 2015年9月 当社代表取締役社長バス活性化推進本部、 交通政策本部、電車事業本部管掌</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)グリーンバース・ヒロデン 代表取締役社長 (株)ホテルニューヒロデン 代表取締役社長 広島観光開発(株) 代表取締役会長 (株)交通会館 代表取締役社長 広島ゴルフ観光(株) 代表取締役社長</p>	40,100株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>椋田昌夫氏は、当社グループの事業全般に精通し、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を推し進めております。長年にわたる当社経営者としての経験とともに、取締役として必要な見識、専門性、能力を高い水準で有しており、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に向け必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>再任</p> <p>くらもと ゆうじ 倉本 勇治 (1953年5月17日生)</p> <p>取締役会への出席状況 12/12回</p>	<p>1977年3月 当社入社 2008年6月 当社取締役M・Sカンパニーバイスプレジデント 2010年6月 当社取締役M・Sカンパニープレジデント 2014年1月 当社取締役総合管理、経営管理担当 総合管理本部長 2014年6月 当社常務取締役(現在) 総合管理、経営管理担当 総合管理本部長 2015年6月 当社常務取締役総合管理本部長 2015年9月 当社常務取締役経営管理本部、人財管理本部管掌 バス事業本部担当</p> <p>(重要な兼職の状況) 広電エアサポート(株) 代表取締役会長</p>	18,700株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>倉本勇治氏は、当社グループの業務全般に精通し、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見を有しており、代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与しております。取締役として必要な見識、専門性、能力を高い水準で有しており、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に向け必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>再任</p> <p>ふじもと ひでき 藤元 秀樹</p> <p>(1954年12月7日生)</p> <p>取締役会への出席状況 12/12回</p>	<p>1979年3月 当社入社</p> <p>2008年6月 当社取締役電車カンパニーバイスプレジデント</p> <p>2011年6月 当社取締役電車カンパニープレジデント</p> <p>2014年1月 当社取締役電車事業担当</p> <p>2015年6月 当社取締役養成所所長</p> <p>2015年9月 当社取締役交通技術養成部担当</p> <p>2016年6月 当社取締役交通技術研究担当</p> <p>2017年7月 当社取締役交通技術研究室担当 (現在)</p>	9,100株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>藤元秀樹氏は、2008年に当社取締役に就任後、電車事業を統括する業務の他、交通技術研究に関する業務において重要な役割を果たすとともに、豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与しております。</p> <p>取締役として必要な見識、専門性、能力を高い水準で有しており、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に向け必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p>再任</p> <p>かりい やすひろ 仮井 康裕</p> <p>(1959年9月25日生)</p> <p>取締役会への出席状況 12/12回</p>	<p>1983年3月 当社入社</p> <p>2012年4月 当社執行役員呉バスカンパニープレジデント</p> <p>2013年6月 当社取締役呉バスカンパニープレジデント</p> <p>2014年1月 当社取締役バス事業担当バス事業本部長</p> <p>2015年9月 当社取締役バス活性化推進本部長 人財管理本部長 (現在)</p> <p>2019年2月 当社取締役交通政策本部長 (現在)</p>	5,000株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>仮井康裕氏は、2013年に当社取締役に就任後、バス事業を統括する業務の他、交通政策、PASPY事業、人事等に関する業務において重要な役割を果たすとともに、豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与しております。</p> <p>取締役として必要な見識、専門性、能力を高い水準で有しており、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に向け必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
5	<p>再任</p> <p>ひらまち たかのり 平町 隆典</p> <p>(1956年2月18日生)</p> <p>取締役会への出席状況 11/12回</p>	<p>1982年3月 当社入社</p> <p>2013年4月 当社執行役員電車輸送企画グループマネージャー</p> <p>2014年1月 当社執行役員電車事業本部長</p> <p>2015年6月 当社取締役電車事業本部長 (現在)</p>	6,600株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>平町隆典氏は、2015年に当社取締役に就任後、電車事業を統括する業務において重要な役割を果たすとともに、豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与しております。</p> <p>取締役として必要な見識、専門性、能力を高い水準で有しており、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に向け必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	再任 <small>よこた よしあき</small> 横田 好明 (1963年5月8日生) 取締役会への出席状況 12/12回	1988年3月 当社入社 2013年4月 当社執行役員総合企画グループマネジャー 2014年1月 当社執行役員経営企画本部長 2015年6月 当社取締役経営企画本部長 (現在) 2015年9月 当社取締役交通政策本部長 2019年2月 当社取締役バス事業本部長 (現在)	3,600株
	取締役候補者とする理由 横田好明氏は、2015年に当社取締役に就任後、経営企画、交通政策およびPASPY事業の他、バス事業を統括する業務において重要な役割を果たすとともに、豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与しております。 取締役として必要な見識、専門性、能力を高い水準で有しており、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に向け必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
7	再任 <small>せざき としまさ</small> 瀬崎 敏正 (1966年3月15日生) 取締役会への出席状況 12/12回	1989年3月 当社入社 2013年4月 当社執行役員不動産第二営業グループマネジャー 2014年1月 当社執行役員不動産事業本部長 2015年6月 当社取締役不動産事業本部長 (現在) (重要な兼職の状況) 広電建設(株) 代表取締役社長	3,400株
	取締役候補者とする理由 瀬崎敏正氏は、2015年に当社取締役に就任後、不動産の保守・管理、分譲・販売、賃貸および開発、不動産事業の効率的で円滑な運営をサポートする業務において重要な役割を果たすとともに、豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与しております。 取締役として必要な見識、専門性、能力を高い水準で有しており、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に向け必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
8	再任 <small>おかだ しげる</small> 岡田 茂 (1966年2月10日生) 取締役会への出席状況 12/12回	1989年3月 当社入社 2013年4月 当社執行役員経理管理グループマネジャー 2014年1月 当社執行役員経営管理本部長 2015年6月 当社取締役経営管理本部長 (現在)	3,100株
	取締役候補者とする理由 岡田茂氏は、2015年に当社取締役に就任後、総務、広報、財務、購買、広告および情報システム等に関する業務において重要な役割を果たすとともに、豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与しております。 取締役として必要な見識、専門性、能力を高い水準で有しており、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に向け必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	再任 <small>たていわ かおる</small> 立岩 薫 (1958年2月1日生) 取締役会への出席状況 11/12回	1981年4月 広島市採用 2010年4月 道路交通局都市交通部長 2013年4月 同局次長 2015年4月 安佐北区長 2018年4月 当社入社 2018年4月 当社参与 2018年6月 当社取締役交通政策部担当（現在）	800株
	取締役候補者とする理由 立岩薫氏は、2018年に当社取締役に就任後、地方自治体において交通行政の責任者等を歴任した経験を通じて、当社の交通政策に関する業務において重要な役割を果たすとともに、豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与しております。 取締役として必要な見識、専門性、能力を高い水準で有しており、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に向け必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
10	再任 社外 独立役員 <small>たむら こうぞう</small> 田村 興造 (1951年6月22日生) 取締役会への出席状況 12/12回	1977年4月 広島ガス(株)入社 2009年6月 同社取締役執行役員経営統括本部経営企画部長 2010年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2012年6月 当社社外取締役（現在） 2017年6月 広島ガス(株)代表取締役会長（現在）	なし
	社外取締役候補者とする理由 田村興造氏は、2012年に当社取締役に就任後、上場会社の経営者として豊富な経験を活かし、積極的な意見・提言を通じて当社の業務執行を客観的な視点で独立性をもって監督し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与しております。 長年にわたる企業経営の豊富な経験とともに、社外取締役として必要な見識、専門性、能力を高い水準で有しており、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に向け必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 田村興造氏は社外取締役候補者であります。なお、田村興造氏は現に社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
3. 当社は、田村興造氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定および定款第29条により、社外取締役田村興造氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において、再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役の尾崎宏明氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名等	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
再任 おさき ひろあき 尾崎 宏明 (1953年11月15日生) 取締役会の出席状況 12/12回 監査役会の出席状況 10/10回	1977年3月 当社入社 2004年10月 広島観光開発(株)代表取締役社長 2013年2月 宮島松大汽船(株)代表取締役社長 2013年6月 当社常勤監査役(現在)	8,400株
監査役候補者とする理由 尾崎宏明氏は、2013年に当社常勤監査役に就任後、連結子会社の代表取締役社長を歴任してきた経験を通じて、監査役として必要なコンプライアンスやリスクマネジメント、内部監査に関する見識、専門性、能力を高い水準で有しており、監査役会の構成と監査機能の強化に必要な人材と判断し、引き続き監査役候補者といたしました。 (注) 候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

以 上

メ 七

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing practice.

メ 七

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing.

メ 七

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing.

株主総会会場ご案内図

広電本社ビル 3階会議室

広島市中区東千田町二丁目9番29号



【交通機関のご案内】

当社電車にて次の路線をご利用ください。「広電本社前」電停下車すぐです。

- ・ 1号線（広島駅～紙屋町東～広島港）
- ・ 3号線（広電西広島～紙屋町西～宇品二丁目・広島港）
- ・ 7号線（横川駅～紙屋町西～広電本社前）

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。